

八王子市測量・設計等委託成績評定取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、八王子市が発注する測量・設計及び地質調査(以下「測量・設計等」という。)委託成績評定(以下「評定」という。)に関する必要な事項を定めることにより、公正かつ適正な評定を実施し、もって受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定対象の委託)

第2条 評定は、1件の予定価格が50万円を超える測量・設計等委託業務(検査に不合格になった委託を除く)について行うものとする。ただし、次に掲げる委託については、評定を省略することができる。

- (1) 測量委託
- (2) 地質調査委託
- (3) 検査課長が認めるもの

(評定者)

第3条 評定は、次の者が行うものとする。

- (1) 当該委託の監督員(総括監督員、主任監督員、担当監督員)
- (2) 当該委託の検査を行った検査員

(評定の時期)

第4条 評定の時期は、完了検査終了後速やかに行わなければならない。

(評定の方法)

第5条 評定の方法は各評定者が業務ごとに独立して行うものとし、測量・設計等委託成績評定表(別紙第1号様式。以下「評定表」という。)の各評定項目について評定を行うものとする。ただし、手直し後の評定は行わない。

2 監督員が行う評定等

主任監督員及び担当監督員の評定は、評定表及び測量・設計等委託成績評定項目別評定表(別記第2号様式及び第3号様式)により行い、その結果を総括監督員に報告する。

3 総括監督員は、前項により主任監督員及び担当監督員の行った評定の結果を総合的に判断し、評定表の各評定項目(「法令・契約等の遵守」の項目を除く。)について評定を行う。

4 総括監督員は、評定表の評定項目中「法令・契約等の遵守」について、測量・設計等

委託成績評定項目別評定表（別記第4号様式）により評定を行う。

5 総括監督員である委託担当課長（以下「課長」という。）は、測量・設計等委託成績評定報告書に当該委託の係る意見を付し、評定表とともに検査課長に報告する。

6 検査員が行う評定等

検査員は、検査が終了したときは、測量・設計等委託成績評定項目別評定表（別記第5号様式）により当該委託の評定を行い、その結果を評定表により検査課長に報告する。

7 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評定結果を評定表に取りまとめる。

（評定内容の確認）

第6条 検査課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評定結果に関する内容について、必要がある場合、評定者に説明を求めることができる。

（評定結果の処理）

第7条 検査課長は、評定結果を契約課長に報告し、測量・設計等委託成績評定結果通知書により課長に、また測量・設計等委託成績評定通知書（別記第6号様式）により受託者に通知する。

（説明責務）

第8条 検査課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 課長及び契約課長は、前項の説明について検査課長に協力しなければならない。

（データベースの管理）

第9条 検査課長は、測量・設計等成績評定の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

（評定の検証）

第10条 検査課長は、年度ごとの測量・設計等委託成績評定を取りまとめ、その結果を検証しなければならない。

（評定の活用）

第11条 契約課長は、検査課長から評定結果の報告を受け、受託者の適切な選定に活かすよう努めなければならない。

(評定の修正)

第 1 2 条 監督員又は検査員は、評定を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該委託成績評定を修正することができる。ただし、修正ができる期間は、業務完了日より 2 年間とする。

2 前項により評定を修正する場合は、第 5 条から第 7 条までの規定を準用する。

(評定点の評価)

第 1 3 条 委託成績評定点の評価基準については、下表のとおりとする。

ランク	評定点	内容
A	80 点以上	優良
B	75 点以上 80 点未満	標準的
C	70 点以上 75 点未満	標準的だが、軽微な指摘あり
D	60 点以上 70 点未満	改善すべき事項があり、指導が必要
E	60 点未満	改善すべき事項が多く、指導が必要

(改善計画書の提出)

第 1 4 条 検査課長は、前条における D 又は E ランクを取得した受託者に改善指導を行い、指導した日から 14 日以内に改善計画書の提出を求めるものとする。

附則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日の評定から適用する。

この要領は、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 8 月 26 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。